定款

平成27年12月18日施行

一般財団法人日本航空機エンジン協会

目 次

第	1	茸	至	総		則	
第	1	条	名		称・・		1
第	2	条	事	務	所··		1
第	2	貣	至	目白	勺及ひ	が事業 これに こうしゅうしゅ こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅう しゅう	
第	3	条	目		的…		1
第	4	条	事		業…		1
第	3	貣	至	資產	産及ひ	冷会計	
第	5	条	基	本 貝	才 産・		1
第	6	条	事	業生	F 度·		2
第	7	条	事	業計画	画及ひ	ド予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第	8	条	事	業報告	5及ひ	が決算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第	9	条	収	支差額	質の処	L分·····	2
第	1 0	条	借	入金人	及び重	重要な財産の処分等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第	1 1	条	会	計区	区分:		3
第	4	茸	至	評	議	員	
第	1 2	条	評	議	員…		3
第	1 3	条	評	議員の	り選任	£及び解任·····	3
第	1 4	条	評	議員の	り兼任	£の禁止·····	3
第	1 5	条	任		期・・		3
第	1 6	条	評	議員に	こ対す	^ト る報酬·····	3
第	5	卓	至	評	議員	量 会	
第	1 7	条	構	成	等・・		3
第	1 8	条	権		限・・		3
第	1 9	条	開		催…		4
第	2 0	条	招		集…		4
第	2 1	条	決		議…		4
笞	2 2	冬	謠	重	稳		5

第	;	6		章	Î	役員	及び	《会計監査人	
	第:	2	3	条	役員	及び	会計	・監査人の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	第:	2	4	条	役員	並び	に会	計監査人の選任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	第:	2	5	条	理事	の職	務及	· び権限· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	5
	第:	2	6	条	監事	の職	務及	vび権限· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	6
	第:	2	7	条	会計	·監査	人の	職務及び権限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	第:	2	8	条				・監査人の任期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第:	2	9	条				・監査人の解任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第:	3	0	条					
	第:	3	1	条				長員の損害賠償責任の免除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第:	3	2	条	外部	役員	等の	責任限定規定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
第	,	7		章	Ì		事		
	第:	3	3	条	構				
	第:	3	4	条	権				
	第:	3	5	条	開催			<u>.</u>	
	第:	3	6	条	議				
	第:				決				
	第:	3	8	条	議	事	録…		8
第		8		章				ご更及び解散 ロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
						の変			
	第一				解				
	第一	4	1	条	残余	財産	の帰	· · ·	S
***					_			M.	
	第一	4	2	条	公告	の方	法…		S
h-h		_	_			-	∀		
					Ī.				
	第4	4	3	余	争	務	局…		ç
55			-			ħ.₩-		Dil.	
	弗 ⁴	4	Э :	禾	止 款	及ひ	'坟貝	名簿の備え置き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ç
RД		F	IIE						
UID		- 1	111						

一般財団法人日本航空機エンジン協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本協会は、一般財団法人日本航空機エンジン協会(英文名称: JAPANESE AERO ENGINES CORPORATION。略称「JAEC」)という。

(事務所)

- 第2条 本協会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。
- 2 本協会は、理事会の決議を得て、必要な地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、民間航空機エンジンの開発に関する調査研究等を通じて民間航空機エンジンの開発を促進し、もって航空機工業の向上発展を図り、産業経済の健全な繁栄に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 民間航空機エンジンの開発に関する調査及び研究
- (2) 前号の調査研究に伴う試験
- (3) 前各号の調査、研究及び試験の成果の分析
- (4) 民間航空機エンジンの製造及び販売の促進
- (5) 民間航空機エンジンの整備、改造及び修理の促進
- (6) 前各号に付帯する事業
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本協会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項に掲げる事業は、民間航空機エンジンに関し海外又は本邦の企業などの法人と共同 して又は単独で行うものとする。
- 3 第1項の事業のうち、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第1 19条第2項第1号ハに定める継続事業は、海外及び本邦の企業などの法人との共同事業として本邦及び海外において行う。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

- 第5条 本協会の目的である事業を行うために不可欠な別表第1に記載の財産は、本協会の 基本財産とする。
- 2 基本財産は、本協会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。財産を基本財産に繰入れしようとするとき並びに基本財産の一部を処分しよ

うとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第6条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

- 第7条 本協会の事業計画書及び収支予算書については、代表理事が作成し、理事会の決議 を経て毎事業年度開始の日の前日までに、評議員会の承認を得るものとする。これを変更 する場合も、同様とする。
- 第8条 代表理事は、毎事業年度終了後、次の各書類を作成し、第3号から第5号までの書類については監事及び会計監査人の監査を、またその他の書類については監事の監査を、 それぞれ受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 収支決算書
- (7) 公益目的支出計画実施報告書(公益目的支出計画の実施が完了したことの確認が得られるまでの期間に限る)
- 2 代表理事は、前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号の書類を、毎事業年度終了後3か月以内に開催される定時評議員会に提出し、同項第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会の承認を受け、同項第1号及び第7号の書類については定時評議員会に報告しなければならない。
- 3. 第1項第1号から第6号までの書類は、作成後10年間保存するものとする。同項第1号から第6号までの書類及び下記の書類は、前項の定時評議員会の日の2週間前の日から5年間主たる事務所に備え置くものとする。
 - (1) 監査報告書
 - (2) 会計監査報告書

(収支差額の処分)

第9条 本協会の収支決算に差額が生じたときは、理事会の決議及び評議員会の承認を得て、 その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(多額の借財及び重要な財産の処分等)

- 第10条 本協会は、多額の資金の借入れ、多額の債務の保証その他の多額の借財をしようとするときは、理事会の決議を得なければならない。
- 2 本協会が、多額の出資もしくは融資その他の重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も

同様とする。

(会計区分)

第11条 本協会は、事業の遂行上必要があるときは、理事会の決議を得て、会計区分を設けることができる。

第4章 評議員

(評議員)

第12条 本協会に、評議員3名以上14名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第13条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。
- 2 前項の規定により評議員を解任する場合は、当該評議員にあらかじめ通知するとともに、 解任の決議を行う評議員会において評議員に弁明の機会を与えなければならない。

(評議員の兼任の禁止)

第14条 評議員は、本協会及びその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(任期)

- 第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期の終了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議 員の任期の満了までとする。
- 3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬)

- 第16条 評議員は無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

第5章 評議員会

(構成等)

- 第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。
- 2 評議員会の運営に関する事項は、法令及び本定款に定めるもののほかは、評議員会において定める。

(権限)

第18条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の総額及び報酬の基準
- (3) 貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)、収支決算書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 財産の基本財産への繰入、基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第19条 本協会の評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とする。定時評議員会は、 毎事業年度開始前1ヶ月以内及び毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時評議員会は 必要に応じて開催する。

(招集)

- 第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。
- 2 評議員会を招集する者は、理事会の決議により、評議員会の日時、場所、目的その他必要な事項を記載した書面をもって、評議員会の日の7日前までに、各評議員及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、評議員の全員の同意があるときは、評議員会を招集する手続きを経ることなく、開催することができる。
- 4 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議 員会の招集を請求することができる
- 5 評議員会の議長は、出席評議員の互選による。

(決議)

- 第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 過半数が出席し、その過半数をもって行う。なお、遠方に所在等の理由により開催場所に 赴くことができない評議員は、電話会議またはテレビ会議により決議に参加することがで きる。
- 2 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員(決議について特別の利害関係を有する評議員を除く。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。
- 3 第一項の規定にかかわらず、次の決議は、評議員(決議について特別の利害関係を有する評議員を除く。)の3分の2以上に当たる多数をもって特別決議として行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。候補者の得票が同数の場合、必要に応じて決選投票を行う。

(議事録)

- 第22条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長を務めた評議員並びに評議員会に出席した代表理事、副代表理事又は専務理事は、 前項の議事録に記名押印する。
- 3 前条第2項に基づき評議員会の決議があったものとみなされる場合、代表理事が議事録 に記名押印する。
- 4 評議員会の議事録は、10年間備え置くものとする。

第6章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人の設置)

- 第23条 本協会に、次の役員を置く。
- (1) 理事 3名以上14名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事、1名を専務理事とする。ただし、代表理事に事故あるとき は、必要に応じ理事のうち1名を代表理事に追加選定することができる。
- 3 理事のうち、必要に応じて1名を副代表理事、2名以内を常務理事とすることができる。
- 4 第2項の専務理事、第3項の常務理事並びに第24条第2項の業務執行理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第2号の業務を執行する理事とする。
- 5 本協会に会計監査人を置く。

(役員並びに会計監査人の選任)

- 第24条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 代表理事、副代表理事、専務理事、常務理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は互いに兼ねることができない。監事は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

- 第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会の業務の執行を決定する。
- 2 代表理事は、本協会を代表し、本協会の業務を統轄し執行する。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐する。
- 4 専務理事は、代表理事を補佐し、本協会の業務を総括し執行する。
- 5 常務理事は、専務理事を補佐し、本協会の業務を分担し執行する。

- 6 業務執行理事は、本協会の業務を分担し執行する。
- 7 代表理事及び業務を執行する理事は、毎事業年度に4ヶ月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産 の状況を調査することができる。

(会計監査人の職務及び権限)

- 第27条 会計監査人は、法令で定めるところにより、本協会の貸借対照表及び損益計算書 (正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書を監査し、会計監査報告を作成する。
- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に 対し、会計に関する報告を求めることができる。
- (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
- (2)会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令に定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

- 第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議 員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後に おいても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 5 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定 時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がなさ れなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

- 第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任 することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任すること ができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 監事は、会計監査人が、前項第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、監事 全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨 及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。
- 4 第1項第1号、第2項第1号又は第2号の規定に該当するため第1項ないし第3項の規定により役員又は会計監査人を解任する場合、当該役員又は会計監査人にあらかじめ通知するとともに、解任の決議を行う評議員会において又は監事全員に対して、当該役員又は会計監査人に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第30条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の基準に従って 算定した額を、報酬等として支給することができる。
- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。
- 3 理事、監事及び会計監査人には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

(役員及び評議員の損害賠償責任の免除)

- 第31条 本協会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。
- 2 本協会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同 法第112条の規定により、評議員が任務を怠ったことによる損害賠償責任の全部又は一 部を、総評議員の同意により免除することができる。

(外部役員等の責任限定規定)

第32条 本協会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第115条第1項の規定により、外部理事、外部監事又は会計監査人との間で、 任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。

責任の限度額は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第113条第1項の規定による最低責任限度額とする。

第7章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第34条 理事会は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 本協会の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事、副代表理事、専務理事、常務理事及び業務執行理事の選定及び解職

(開催及び招集)

- 第35条 理事会は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上開催する。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、臨時に理事会を開催する。
- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 理事から会議の目的たる事項を示して開催の請求があったとき
- (3) 監事から一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条で準用する第10 1条の規定に基づき、開催の請求があったとき
- 3 理事会は、代表理事が招集する。
- 4 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、副代表理事が、副代表理事が 欠けたとき又は副代表理事に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。
- 5 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的その他必要な事項を記載した書面を もって、理事会の日の7日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければ ならない。
- 6 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会を招集する 手続きを経ることなく、開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は代表理事とする。ただし、代表理事が欠けた場合又は欠席の場合若しくは前条第2項第2号又は第3号の規定により臨時理事会を開催したときは、出席理事の互選により議長を決める。

(決議)

- 第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。なお、遠方に所在等の理由により開催場所に赴くことができない理事は、電話会議またはテレビ会議により決議に参加することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第38条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 理事会に出席した代表理事、又は代表理事が理事会に出席しなかったときは出席した総 ての理事、及び理事会に出席した総ての監事は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 前条第2項により理事会の決議があったとみなされる場合には、代表理事、副代表 理事又は専務理事及び監事は、第1項の議事録に記名押印する。
- 4 理事会の議事録は、10年間備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第39条 本協会は、評議員会の第21条第3項の特別決議によって定款を変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第13条についても適用する。

(解散)

第40条 本協会は、基本財産の滅失その他の事由による本協会の目的である事業の成功の 不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 本協会が清算する場合において有する残余財産の帰属は、清算法人の評議員会の 決議によって定める。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

- 第42条 本協会の公告は、電子公告により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 事務局

(事務局)

- 第43条 本協会に事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の同意を得て、代表理事が委嘱し、職員は、代表理事が任免する。

第11章 雑則

(実施細則)

第44条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、理事会の決議を得て、代表理事が別に定める。

(定款及び役員名簿の備え置き)

第45条 本協会は定款及び役員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人又は公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人又は公益財団法人の認 定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項におい て読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般 法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を 事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする
- 3 本法人の最初の評議員は、石戸利典、衣斐正宏、小林孝、長島利夫及び本阿彌眞治とする。
- 4 本法人の最初の理事は、釜和明、関和弘、桑原達雄、遠崎良樹、斉藤隆、館野昭、久山 利之、島内克幸、筒井康賢及び石川隆司、監事は濵田英男及び今清水浩介、会計監査人は 新日本有限責任監査法人とし、理事のうち釜和明を代表理事、関和弘を副代表理事、桑原 達雄を専務理事、遠崎良樹及び斉藤隆を業務執行理事とする。
- 5 本定款に定めのない事項はすべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他 の法令に従う。
- 6 財団法人日本航空機エンジン協会の寄附行為を除く諸規程等は、一般財団法人日本航空 機エンジン協会の諸規程等として引継ぐものとし、法人名称等の表記は読替えるものとす る。
- 7 追加購入した関連会社株式の受領日(平成24年7月12日)付で、別表第1基本財産(第5条関係)の関連会社株式の物量等の記載を変更する。
- 8 この変更規定は、平成25年7月1日から施行する。
- 9 この変更規定は、主たる事務所の移転登記の日(平成26年4月28日)から施行する。
- 10 平成26年6月30日変更(即日施行)
- 11 平成27年4月1日変更(即日施行)
- 12 平成27年12月18日変更(即日施行)

別表第1 基本財産(第5条関係)

財産種別	財産名	場所・物量等		
関連会社株式	IAE International Aero Engines AG株式	5,000 株		
関連有限責任会社出資金	International Aero Engines, LLC. 出資金	23 米国ドル		